

令和3年度 鳳来東部地域自治区 募集要項

地域活動交付金事業

募 集 期 間

令和3年4月1日（木）から5月17日（月）まで

交付金額・・・1事業あたり30万円以内

交付率・・・補助対象経費に対して100%以内

※申請金額からの減額や条件を付す場合があります。

※募集の結果、予算が残った場合でも、原則追加募集は行いません。

地域活動交付金は、地域の課題解決や地域の活性化のために市民の皆さんが主体的に取り組む活動に対して支援する交付金です。皆さんの手でこの鳳来東部地域自治区を安心して住み続けられる地域にしてみませんか？

申請に関する相談を随時受付しています。

～申請に関するどんなことでも、お気軽にご相談ください！～

鳳来東部自治振興事務所（鳳来総合支所1階）担当：峰野

住 所：〒441-1692 新城市長篠字下り箆1-2

E-mail：hourai-jichi@city.shinshiro.lg.jp

電 話：0536-22-9932 FAX：0536-32-1170



※令和3年度予算案が、新城市議会で議決されない場合は、募集中止となりますので、あらかじめご了承ください。

<https://www.city.shinshiro.lg.jp>

鳳来東部地域自治区

検索



1. 応募資格・要件

次の要件すべてに該当する団体が対象となります。

- ① 16歳以上の者が、3名以上参加する団体
ただし、申請者は、20歳以上で鳳来東部地域自治区内に在住の者
- ② 政治活動、宗教活動または営利活動を目的としていない団体
- ③ 暴力団でない団体、暴力団員と関係の無い団体

対象となる団体は、行政区、組組織、地域コミュニティ組織、子供会などの地縁に基づく団体や、ボランティア組織、NPOなどのテーマにより結びついた市民活動団体などがあります。

2. 対象事業

鳳来東部地域自治区の区域内（※）の地域が抱える課題に対して団体が自発的に解決に取り組む事業や地域活性化のために市民が主体的に取り組む事業で、以下の項目すべてに該当するものが対象となります。

- ① 交付金の交付決定の日から同年度の3月末までに行われる事業
- ② 目標、計画が明確な事業

※鳳来東部地域自治区の区域は、浅畑・下平・東矢田・寺林・大峠・引地・橋平・湯谷・榎原・ドウデイ・柿平・大野・井代・能登瀬・名越・名号・睦平・細川・秋葉・巢山・七郷一色・鳳来川合・池場です。

前記にすべて該当しても以下の項目に該当する事業は対象となりません。

- ① 営利活動（※）、宗教活動、政治活動を目的とした事業
- ② 公序良俗に反する事業
- ③ 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ④ 他の制度から補助金等の交付を受ける事業

※団体が申請事業を行う経費を賄うために、参加費や、寄付金などを徴収することや、収益を事業費に充てる事業は営利活動ではないため、交付金事業の対象となります。

3. 交付対象経費

交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費です。

（報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、委託料、原材料費等）

※詳しくは、鳳来東部自治振興事務所へお問い合わせください。

【交付対象とならない経費】

- ① 団体及び団体の構成員の事務所、施設、設備等の維持管理費
- ② 用地取得費
- ③ 団体の構成員に対する食糧費（作業時又は会議時のお茶代を除く。）
- ④ 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確にできない経費
- ⑤ その他市長が社会通念上適当でないとして認められた経費

4. 応募方法

下記の書類を鳳来東部自治振興事務所へ提出してください。適切な必要書類が期限までに備わっている必要があります。必ず事前に申請相談をしてください。

必要書類

- | | | |
|-----------|--------|-------------------------|
| ①交付申請書 | } 指定様式 | ※⑥団体の活動内容が分かる書類（規約、会則等） |
| ②事業計画書 | | ※⑦会員名簿 |
| ③年間活動計画書 | | ⑧見積書 |
| ④収支予算書 | | ⑨他人の財産を使用する場合は承諾書 |
| ⑤申請団体の確認書 | | ⑩その他事業に応じて指示する書類 |
- ※⑥、⑦については、行政区・認可地縁団体等を除く。

申請書様式の①～⑤は、鳳来東部自治振興事務所にてお渡しします。また新城市ホームページからも取り出すことができます。

5. 選考方法・審査基準

審査は、申請書類及び公開審査でのプレゼンテーション（審査委員や一般参加者の前で事業内容等の説明をすること）を行い、審査は、鳳来東部地域協議会が行います。結果は後日、郵送にてお知らせします。

公開審査

実施：6月中旬（申請団体数により変更あり）

- ・一般の人も参加できる公開の場で申請事業のアピールをしてください。（パソコンを使用した説明も可能です。）
- ・申請書を出しても公開審査に参加できない場合は交付の対象とはなりません。
- ・申請金額が10万円未満の団体はプレゼンテーションを省略することができます。ただし、公開審査での質疑応答は行います。

《審査基準の項目と視点》

審査は次の評価項目と視点で行います。

評価項目	審査の視点
公益性	<ul style="list-style-type: none">・地域にとって必要な事業であり、適切な規模であるか。・特定の個人や団体の利益にとどまらず、多くの住民に利益を提供するものか。・地域の課題解決や地域の活性化につながると考えられるか。
実現性	<ul style="list-style-type: none">・計画内容、実施体制が十分に検討されているか。・収支計画は、十分検討されているか。・関係機関・団体の許可、協議がされているか。
継続・発展性	<ul style="list-style-type: none">・継続性、発展性があるか。・自立に向けた自主財源の確保に工夫がされているか。・継続できる組織体制となっているか。・達成目標や、達成期限を明確にしているか。

6. その他

事業完了後、地域活動交付金実績報告書を提出するとともに、成果報告会において活動報告をしていただきます。

なお成果報告会での報告も交付の条件となります。
(成果報告会は、事業実施年度の3月上旬頃を予定しています。)

7. 地域活動交付金を活用する具体的事例

①生活環境の改善、景観づくり、環境保全を図るもの

不法投棄防止等の活動、ごみ集積場の設置、清掃活動、花壇整備等の環境美化など

②安心安全な地域づくりの推進を図るもの

防災・防犯・交通安全マップの作成、資機材の購入、啓発活動、教室の開催など

③地域の伝統、文化芸能などにより地域づくりの推進を図るもの

歴史資源の保存・整備、伝承教室の開催、伝統芸能伝承の為の資材購入など

④子どもの健全育成の推進を図るもの

子育て支援行事の開催、世代間交流事業の開催、夏休み児童クラブの開催など

⑤保健、医療福祉の向上を図るもの

健康づくり講座の開催、ウォーキングコースの整備など

⑥地域の特性を活かした地域づくりを図るもの

ボランティアガイドの育成、定住促進を目的とした交流イベント、地域資源（観光、伝統文化）のPRパンフレットの作成、地域の特産品の開発など

⑦地域活動拠点の整備により地域活動の活性化を図るもの

日よけ、椅子等の作成設置など

【参考】令和2年度の採択状況 ※申請順 上段：団体名（事業名） 下段：事業概要

- ・大野子ども安全ネットワーク（安心・安全な地域づくり推進事業）
通学時の見守り活動や安全啓発に必要な資材の購入
- ・能登瀬区（能登瀬区生ごみ集積庫更新事業）
地域環境を向上させるため、地区のごみ集積庫を更新
- ・大野ふるさと委員会（天神公園整備事業）
交通の要所である天神公園に旧橋の橋柱を設置
- ・大峠区（とみさか散策路整備事業）
地域住民の憩いや健康増進の場である、とみさか散策路の整備
- ・大野SGGクラブ（ふれあい広場整備事業）
地域住民の憩いの場である、ふれあい広場の整備
- ・秋葉里山を守ろう会（秋葉街道 花街道づくり「子どもの遊び場整備と宅地の分譲」）
秋葉街道沿いの景観や水遊び場への進入路の整備
- ・K I S T E N（鳳来東小学校 特認校制度PR事業）
鳳来東小学校及び校区の魅力をPRするイベントの備品整備